

「公衆電話ボックス型金魚箱」著作権侵害差止等請求事件：奈良地裁平成30(ワ)466・令和1年7月11日（民事部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

著作物性（著2条1項1号）、アイデアと具体的表現物（美術作品）、著作権法と特許法との相違

【事案の概要】

1 本件は、原告が、被告組合及び「A」代表者である被告Bが制作し又は展示した別紙被告作品目録記載の美術作品（以下「被告作品」という。）について、被告作品は別紙原告作品目録記載の美術作品（以下「原告作品」という。）を複製したものであって、原告の複製権、同一性保持権及び氏名表示権を侵害している旨主張して、(1)被告組合及び被告Bに対し、著作権法114条1項に基づき、被告作品の制作の差止めを求めるとともに、(2)被告組合に対し、同条2項に基づき、被告作品を構成する水槽及び公衆電話機の廃棄を求め、また、(3)被告組合及び被告Bに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として330万円（同条3項による使用料相当額100万円、同一性保持権及び氏名表示権の各侵害による慰謝料100万円ずつと弁護士費用30万円との合計）及びこれに対する被告作品の設置日である平成26年2月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いが無い事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 原告作品

ア 原告は、遅くとも平成12年12月頃までに、原告作品を制作した。

イ 原告作品は、垂直方向に長い直方体で、側面の4面がガラス張りである、我が国で見られる一般的な公衆電話ボックスを模した形状の造作物内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせているものであり、同造作物の屋根部分は黄緑色様である。同造作物内部の一角には、二段の正方形の棚板を設置し、上段に黄緑色様の公衆電話機が据え置かれている。上記公衆電話機の受話器は、受話器を掛けるハンガー部分から外されて本体上部に浮いた状態で固定され、同受話器の受話部から気泡を発生させている。

(2) 被告作品

ア 被告組合は、奈良県大和郡山市柳1丁目ないし4丁目内の個人及び中小企業を組合員とする協同組合である。

被告Bは、大和郡山の地域活性化を目的とする団体「A」の代表者である。

イ 平成23年10月、京都造形芸術大学の学生らによる団体である「金魚部」は、被告作品を制作し、「テレ金」と名付けて展示を行い、平成25年10月、大和郡山の地元有志による「金魚の会」が被告作品を「金魚部」から承

継し、「金魚電話」と題して展示を行った。

その後、被告Bが「金魚の会」から被告作品を承継し、平成26年2月22日頃、奈良県大和郡山市内に被告作品を設置した。そして、被告作品の管理主体は、その後、被告組合に移転した。

ウ 被告作品は、実際に使用されていた公衆電話ボックスの部材を利用した、公衆電話ボックス様の造作物内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせているものであり、同造作物の屋根部分は赤色である。同造作物内部の一角には、二段の棚板を設置し、上段に灰色の公衆電話が据え置かれている。上記公衆電話機の受話器は受話器を掛けるハンガー部分から外されて本体上部に浮いた状態で固定され、同受話器の受話部から気泡を発生させている。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 原告作品の著作物性（争点1）
- (2) 被告作品による原告作品の著作権侵害の有無（争点2）
- (3) 差止めの必要性（争点3）
- (4) 損害の有無及び額（争点4）

【判 断】

1 争点1（原告作品の著作物性）について

(1) 著作権法は、著作権の対象である著作物の定義について「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」（同法2条1項1号）と規定しており、作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものは、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないと解される。

また、アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られる場合、そのような限られた方法に同法上の保護を与えるとアイデアの独占を招くこととなるから、この点については創作性が認められず、同法上の保護の対象とはならないと解される。

(2) そこで、原告作品の基本的な特徴に着目すると、①公衆電話ボックス様の造形物を水槽に仕立て、その内部に公衆電話機を設置した状態で金魚を泳がせていること、②金魚の生育環境を維持するために、公衆電話機の受話器部分を利用して気泡を出す仕組みであることが特徴として挙げることができる。

このうち、①については、確かに公衆電話ボックスという日常的なものに、その内部で金魚が泳ぐという非日常的な風景を織り込むという原告の発想自体は斬新で独創的なものではあるが、これ自体はアイデアにほかならず、表現それ自体ではないから、著作権法上保護の対象とはならない。

また、②についても、多数の金魚を公衆電話ボックスの大きさ及び形状の造作物内で泳がせるというアイデアを実現するには、水中に空気を注入することが必須となることは明らかであるところ、公衆電話ボックス内に通常存在す

る物から気泡を発生させようとするれば、もともと穴が開いている受話器から発生させるのが合理的かつ自然な発想である。すなわち、アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られることとなるから、この点について創作性を認めることはできない。

そうすると、上記①、②の特徴について、著作物性を認めることはできないというべきである。

(3) 他方、原告作品について、公衆電話ボックス様の造作物の色・形状、内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等の具体的な表現においては、作者独自の思想又は感情が表現されているということができ、創作性を認めることができるから、著作物に当たるものと認めることができる。

2 争点2（被告作品による原告作品の著作権侵害の有無）について

(1) 被告作品と原告作品の対比

被告作品と原告作品を対比すると、次の点を指摘することができる（甲7、22、25、26、51の1・2）。

ア 公衆電話ボックス様の造作物

原告作品と被告作品は、いずれも我が国で見られる一般的な公衆電話ボックスを模した、垂直方向に長い直方体で、側面の4面がガラス張りの造作物内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせている。

しかしながら、原告作品は屋根部分が黄緑色様であるのに対し、被告作品は屋根部分が赤色である。また、被告作品は実際に使用されていた公衆電話ボックスの部材を利用しているのに対し、原告作品はこれを使用せず、アルミサッシや鉄棒等を組み合わせて制作されている。

イ 造作物内部に設置された公衆電話機

原告作品と被告作品は、いずれも上記造作物内部に棚板を二枚設置し、上段に公衆電話機が設置されている。

しかしながら、原告作品の公衆電話機は黄緑色様であるのに対し、被告作品の公衆電話機は灰色であり、公衆電話機のタイプも異なっている。また、棚板について、原告作品は水色で、形は二段とも正方形であるのに対し、被告作品は銀色で、下段の形は三角形である。

ウ 受話器部分

原告作品と被告作品は、いずれも受話器がハンガー部分又は本体から外された状態で水中に浮かんでおり、受話器の受話部分から気泡が発生している。

(2) 検討

ア 著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであり、既存の著作物に依拠して作成、創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、著作物の複製には当たらないものと解される。

イ 前記1で判示したところによれば、原告が同一性を主張する点（前記第2

の3(2)ア(ア)は著作権法上の保護の及ばないアイデアに対する主張であるから、原告の同一性に関する上記主張はそもそも理由がない。

なお、事案に鑑み、具体的表現内容について原告作品と被告作品との間に同一性が認められるか否かについて検討するに、前記(1)で指摘したとおり、原告作品と被告作品は、①造作物内部に二段の棚板が設置され、その上段に公衆電話機が設置されている点、②同受話器が水中に浮かんでいる点は共通している。しかしながら、①については、我が国の公衆電話ボックスでは、上段に公衆電話機、下段に電話帳等を据え置くため、二段の棚板が設置されているのが一般的であり、二段の棚板を設置してその上段に公衆電話機を設置するという表現は、公衆電話ボックス様の造作物を用いるという原告のアイデアに必然的に生じる表現であるから、この点について創作性が認められるものではない。また、②については、具体的表現内容は共通しているといえるものの、原告作品と被告作品の具体的表現としての共通点は②の点のみであり、この点を除いては相違しているのであって、被告作品から原告作品を直接感得することはできないから、原告作品と被告作品との同一性を認めることはできない。

(3) したがって、被告作品によって、原告作品の著作権が侵害されたものとは認められない。

3 その他、原告の主張に鑑み、関係証拠を改めて検討しても、上記の認定判断を左右するに足りない。

結 論

以上によれば、原告の請求は、その余の争点について判断するまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. まず本件において著作権として保護対象となった作品とは、町中に設置されている「公衆電話ボックス型の金魚箱」であり、この金魚箱の中に水を充満して金魚が遊泳している状態のものであったのである。このような物体を美術作品と称して著作権法によって保護されるものと解して主張したのが原告であるところ、裁判所は、まず原告作品なるものに著作物性が存するか否かについて検討した。

第1に裁判所は、著作権法2条1項1号に規定する同法による保護対象として、「作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には著作物に該当するから保護対象となる」と判示する一方、「思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの」は著作物に該当しないから、同法による保護対象とはならないと解したのである。この解釈には全く問題はないし、著作権の保護範囲と特許権や意匠権の保護範囲との本質的な相違を開示しているのであり、同じ「知的財産権」といっても、現実に創作された作品自体を保護するのが、又はその作品を創出したアイデア（技術的思想）を保護するのかの相違を、指摘しているのである。

2. 次に、裁判所は原告作品の基本的な特徴に着目し、

- ① 公衆電話ボックス様の造形物を水槽に仕立て、その内部に公衆電話機を設置した状態で金魚を泳がせていること、
- ② 金魚の生育環境を維持するために、公衆電話機の受話器部分を利用して気泡を出す仕組みであること、を挙げているのである。

そして裁判所は、①については、非日常的な風景を織り込むという原告の発想自体は斬新で独創的なものではあるが、これはアイデアであって、表現自体ではないから、著作権法保護の対象にはならないと判示し、②については、多数の金魚を公衆電話ボックスという造形物内で泳がせるというアイデアを実現するには、水中に空気を注入することは必要であるから、ボックス内に通常存在する物から気泡を発生させるためには、もともと穴が開いている受話器から発生させるのが合理的かつ自然な発想であり、そのアイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢は限られることになるから、この点について創作性を認めることはできないと判示したのである。

以上のように、①②についての特徴なるものはアイデア（創作的思想）であって、表現物自体（作品）ではないから、著作物性を認めることはできないと判示したのである。

3. ところが、原告作品における公衆電話ボックス様の造作物の色、形状や内部設置の公衆電話機の種類、色、配置等の具体的な表現においては、作者独自の思想又は感情が表現されているから、創作性を認めることができると解し、著作物に当たると認定したのである。

ということは、「公衆電話ボックス型金魚箱」という奇妙奇天烈な物体は一つの具体的な作品であるから、そこに表現されているもの自体には創作性が認められる以上、著作物と認定してよいと判示しているのである。

しかしながら、裁判所は、争点1の原告作品の著作物性の有無については消極的判断をしたのである。

4. 次に、裁判所としては、原告が主張した争点2の被告作品による原告作品の著作権侵害の有無について審理を進め、判断をしたのである。

そうすると、両者の作品を対比し、①公衆電話ボックス様の造作物、②創作物内部に設置された公衆電話機、③受話器部分について検討した結果、原告が同一性を主張する点は、著作権上の保護が及ばないアイデアについての主張であるから、原告の同一性に関する主張は理由がないと判示したのである。

また、具体的表現内容について両者の作品間に同一性が認められるか検討した結果、①造作物内部に二段の棚板が設置され、その上段に電話機が設置され、②同受話器が水平に浮かんでいる点は共通しているが、①については創作性が認められるものではないし、②については具体的表現内容は共通していることは認められたのである。

しかし、この点以外は相違していることを理由に、両者の作品の同一性を認めることはできないと認定したのである。

しかしながら、結論としては、説得力に欠ける中途半端な判断であると言わざ

るを得ないのである。

5. 余談かも知れないが、本事案に接して筆者が改めて思うことは、同じ知的財産権に関する創作保護法の分野に存在していないから、両者には本質的な相違が存在することである。即ち、著作権法は現実に表現された作品（著作物）自体を保護対象とするのに対し、特許法は創作された発明である技術的思想を保護対象とするのである。そうすると、前者にあっては具体的に図面などに表現されたものを個別的に保護するのに対し、後者は「特許請求の範囲」の記載に属する実施例としての図面に表現されたものをすべて1つの特許権の中で包括的に保護するのである。

〔牛木 理一〕